

久米保育所の 認定こども園への移行について

【日時】 平成28年5月25日(水)19:00～

【会場】 久米公民館ホール



移行の背景 就学前の教育・保育施設

幼稚園	保育所	認定こども園
3～5歳	0～5歳	0～5歳
利用できる保護者：制限なし	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者	0～2歳：共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者 3～5歳：制限なし
1号認定児	2号・3号認定児	1号・2号・3号認定児



久米地域では、幼稚園が無く、保育所が地域の幼児教育機能を担ってきた。

「津山市子ども・子育て支援事業計画」

量の見込みによる幼稚園的な利用のニーズ：年間4～5人



久米保育所を平成29年度に認定こども園に移行する。

認定こども園とは

◆教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

ポイント

- 保護者が働かなくなったなど、状況等が変わった場合も、園を継続して利用できる
- 保護者の働いている状況等に関わりなく、3歳～5歳の全ての子どもが、一緒に教育・保育を受ける



認定こども園の種類

- 幼保連携型認定こども園
- 保育所型認定こども園 ← 久米保育所が移行
- 幼稚園型認定こども園
- 地方裁量型認定こども園

保育所型認定こども園とは

認可保育所が、幼稚園としての機能を備え、保育が必要でない子どもについても受入れを行う施設

法的性格

児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）

職員の要件

満3歳以上：幼稚園免許・保育士資格の併有が望ましい
満3歳未満：保育士資格が必要



移行の内容について

認定こども園の形態

保育所型認定こども園

園名

「津山市立久米保育所」⇒「津山市立久米こども園」

移行時期

平成29年4月1日

定員

- 教育利用（3～5歳児）⇒ 幼稚園的な利用のニーズを総合的に見込んで決定

【平成29年4月時点の総定員】



定員	教育利用(1号)	保育利用(2・3号)
	3－5歳	0－5歳
	<u>総合的な見込</u>	140人
	計 140人＋1号定員	



認定こども園 実施方法その1

クラス編制 保育形態	3～5歳児は、混合クラスで一体的に教育保育を実施する。 0～2歳児は、現行どおり。
保育時間	教育標準時間 8:30～14:00(月～金) 長期休業あり 保育標準時間 7:00～18:00(月～土) 保育短時間 8:30～16:30(月～土)
入園要件	教育利用:市内在住の幼児 保育利用:保育が必要な乳幼児
特別保育	現行どおり(延長保育、障害児保育、一時預かり保育、子育て支援 センター等)
教育・保育 内容	保育所型認定こども園についても、「 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 」を踏まえて実施する。 津山市における就学前教育・保育カリキュラムに沿った内容。

認定こども園の一日のながれ(例)

時間		7:00		8:30	9:00	9:30	10:00		11:30		13:00		14:00		15:00	15:30	16:30		17:30	18:00		19:00	
3 〜 5 歳児	教育利用					(登園)	自ら選んだ遊び		クラス活動		(給食準備)	給食		(降園)	自ら選んだ遊び		おやつ	預かり保育		(随時降園)	延長保育		
	保育利用		(随時登園)	(短時間 朝延長)			自ら選んだ遊び		クラス活動			給食		(午睡準備)	午睡		おやつ	自ら選んだ遊び	(随時降園)	(短時間 夕延長)	延長保育		
0 〜 2 歳児	保育利用		(随時登園)	(短時間 朝延長)		自ら選んだ遊び	おやつ	クラス活動		給食	(午睡準備)	午睡			おやつ	自ら選んだ遊び	(随時降園)	(短時間 夕延長)	延長保育				
時間		7:00		8:30	9:30	10:00		11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	14:00		15:00	15:30	16:30	17:30		18:00	19:00		

認定こども園 実施方法その2



保育料	所得に応じた保育料 教育利用：教育標準時間認定保育料表により算出 保育利用：保育標準時間、保育短時間保育料表により算出
多子減免	認定こども園、保育所等を利用する場合、軽減措置があります。平成28年度から第3子以降のお子さんについては年齢制限を撤廃し、同時に利用がなくても無料となりました。また、市町村民税が基準額以下の場合、第2子以降も年齢制限が撤廃されます。 上記以外 ＜教育利用＞ 市町村民税額 77,101円以上の場合 小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから順に2人目が半額 ＜保育利用＞ 市町村民税額 57,700円以上の場合 小学校就学前の範囲において幼稚園、保育園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額

認定こども園 実施方法その3



給食	園で調理した給食を提供	
給食費	教育利用 3歳～5歳児	主食費、副食費を徴収 1月あたり 3,500円～4,000円程度 ※金額については、毎年の米価等により変更することがあります。
	保育利用 3歳～5歳児	現行どおり、主食費を徴収 副食費は保育料に含まれる
	保育利用 0歳～2歳児	現行どおり徴収なし 主食費、副食費は保育料に含まれる



延長保育について

教育利用:預かり保育 1回400円、または月額5,000円(おやつ代は別途徴収)

長期休業中は1日800円(8:30~16:30)(給食・おやつ代は別途徴収)

1ヶ月12回まで

保育利用:延長保育 それぞれの時間帯で1回200円及び上限3,000円

7:00

8:30

14:00

16:30

18:00

19:00

教育利用		教育標準時間	延長保育 (400円)	延長保育 (200円)	延長保育 (200円)
保育利用	延長保育 (200円)	保育短時間			延長保育 (200円)
	保育標準時間				延長保育 (200円)

